

## 美作市情報公開条例第12条第1項に基づく諮問について(答申)

平成25年6月25日

美作市長 道上政男様

美作市情報公開・個人情報保護審査会

会長 判野裕作

平成24年12月3日付美作ク建第87号に係る下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

### 記

#### 諮問第3号

美作クリーンセンター(エネルギー回収推進施設, マテリアルリサイクル推進施設)建設工事公募型プロポーザル提出書類(当該文書は複数存在するが, 以下, 全て併せて「本件公文書」という。)の公開請求に対し, 公開しないとした決定(美作ク建第84号)に対する, 個人A<原文実名>(以下「異議申立人」という。)がした異議申立てについての諮問

(別紙)

## 第1 当審査会の結論

本件公文書を非公開とした美作市長の決定は、妥当である。

## 第2 異議申立て及び審査の経緯

### 1 異議申立人からの公文書公開請求

異議申立人は、平成24年10月23日、美作市長に対し、美作市情報公開条例(平成17年美作市条例第10号、以下、単に「条例」という。)第6条第1項に基づき、「ごみ焼却施設等に関しプロポーザルで2業者が提出した提案書等書類一式」について、公文書公開請求をした。

### 2 非公開決定

上記1の公開請求に対し、美作市長は、請求のあった公文書を本件公文書と特定した。

そして、美作市長は、平成24年11月7日、本件公文書の全部について、条例第9条第3号に該当するとして非公開とする決定(美作ク建第84号)を行った。

また、美作市長は、異議申立人に対し、当該非公開決定を通知した。

### 3 異議申立て

上記2の非公開決定に関し、異議申立人は、美作市長に対し、平成24年11月20日、非公開とされた部分の全部について公開することを求める異議申立てを行った。

これを受け、美作市長は、平成24年12月3日、条例第12条第1項に基づき、当審査会に対し、諮問第3号に係る諮問を行った(美作ク建第87号)。

### 4 理由説明書の提出

美作市長は、当審査会に対し、平成24年12月12日、美作市情報公開・個人情報保護審査会運営要領(以下「運営要領」という。)第3条第1項に基づ

き、非公開決定についての理由説明書を提出した(美作ク建第96号)。また、当審査会は、異議申立人に対し、運営要領第3条第2項に基づき、理由説明書の写しを送付した。

## 5 意見書の提出

異議申立人は、当審査会に対し、平成25年1月8日、運営要領第4条第1項に基づき、「理由説明書に対する意見について」という表題の下、上記4の理由説明書に対する意見書を提出した。また、当審査会は、美作市長に対し、運営要領第4条第2項に基づき、意見書の写しを送付した。

## 6 審査会の開催

当審査会は、平成25年3月6日、平成24年度第3回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、諮問第3号について協議を行ったほか、平成25年6月3日、平成25年度第1回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、本件公文書のインカメラ審査を行った。

## 第3 異議申立人の主張の概要

ごみ焼却施設の整備については、関係法令や環境省の通達等において、情報公開を積極的に行い、地元住民等の理解と協力の下に進めるよう指導されているところである。

環境省は、「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き」において、「提案書本体及び改善過程のうち各提案者の独自提案内容に関わる部分は非公表とし、技術提案の概要案や改善過程のうち改善要請及び改善状況の概略を公表する。(ただし)提案者の知的財産保護の観点から、公表に当たっては提案者の了解を得て行うものとする。」と指導している。

以上のことから、条例9条3号に該当するとしてされた非公開決定の取消しを求める。

## 第4 美作市長の主張の概要

本件公文書には、提案した法人の知的財産に関する情報が記載されており、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利害を害すると認められ、条例第9条第3号に該当する。

また、美作クリーンセンター建設工事プロポーザル実施要領の10. その他(4)イ)著作権には、「技術提案書類の著作権は、技術提案書類を提出した者に帰属する。また、技術提案書類を提出した者の技術提案書類について、市は最適な者の特定に関わる審査及び公表以外に、技術提案書を提出した者に無断で使用しない。なお、技術提案書は返却しない。」と記載されている。

実施機関が、当該法人に対し、プロポーザル提出書類の公開・部分公開・非公開の意向を確認したところ、非公開との回答であった。

以上のことから、本件公文書を公開しないとする決定を行った。

## 第5 当審査会の判断

### 1 条例第9条第3号該当性

当審査会は、委員全員で手分けをし、本件公文書の記載内容を確認する、いわゆるインカメラ審査を行った。

その結果、本件公文書の随所に、プロポーザルを行った企業が有するノウハウの内容、特許技術、特許取得予定の技術そのもの、及びそれら技術等を用いて分析された結果(測定数値等)が記載されていることが判明した。

また、本件公文書中の技術内容及び分析結果以外の表現にも、プロポーザルを行った企業の創意工夫が見られ、そうした表現を含めて、本件公文書にはプロポーザルを行った企業のノウハウ等が記載されているといえることができる。

こうしたプロポーザルを行った企業のノウハウ等を公開した場合、競業他社が当該ノウハウ等にただ乗り(フリーライド)し、美作市又は他の地方公共団体

の建設工事プロポーザル等に応募して採用されるおそれがある。つまり、本件公文書を公開することにより、プロポーザルを行った企業の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められる。

したがって、本件公文書中の情報は、条例第9条第3号に該当する。

## 2 部分公開の可否

条例第10条には、「公開の請求に係る公文書が前条各号(非開示情報)のいずれかに該当する情報を記録した部分とそれ以外の部分とからなる場合において、これを容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、同条の規定にかかわらず、当該それ以外の部分について、公文書の公開をするものとする。」と定められている。

そこで、本件公文書について、部分公開が可能かどうかについて検討する。

当審査会で本件公文書を確認したところ、本件公文書は、全て合わせると体積にして衣装ケース2箱分にも上る膨大な分量のものであり、これらを全て公開できる部分とそうでない部分とに切り離すには、膨大な労力と費用を要することが判明した。そのため、本件では「容易に」分離することはできないと認められる。

また、本件で、非開示情報が記録されている部分とそうでない部分とを切り離して部分公開をしたとしても、部分公開された本件公文書からは、異議申立人が知りたいと思われる内容を理解することができないことは明らかである。そのため、本件では「公開の請求の趣旨を損なわない程度に」分離することはできないと認められる。

よって、条例第10条の要件をみたさないから、本件では、部分公開をすべきではない。

## 3 裁判例との整合性

本件と類似する裁判例として、仙台地判平成9年12月25日が挙げられる。

この裁判例は、仙台市が、旧国鉄用地跡地につき、いわゆる「民間活力の導入」として開発計画を募集した際に、応募者から提出された開発計画提案書の開示請求に対してされた非開示決定について、

- ・ 本件募集要項には、「優秀計画の公表など提案募集実施に関する報告のため必要な場合を除き、応募提案書類その他の応募者から提出された書類を公表しない。」との記載があるところ、提案者としても、優秀計画とされた場合には、これが公表されることがあることを当然予測すべきものであったことを理由の一つとして、非開示決定が違法であると判示した。

しかし、美作クリーンセンター建設工事プロポーザル実施要領には、「技術提案書類を提出した者の技術提案書類について、市は最適な者の特定に関わる審査及び講評以外に、技術提案書類を提出した者に無断で使用しない。」と定められていた。

そのため、プロポーザルに応募した企業は、プロポーザルが採用された場合に当該プロポーザルの内容が公表されることをあらかじめ予測し得る立場にはなかった。

したがって、上記裁判例の理由付けは本件には妥当しないから、本件で裁判例とは異なる結論をとることは、裁判例と矛盾するものではない。

#### 4 まとめ

以上から、本件公文書の全部を非公開とした美作市長の決定は、妥当である。

以上